

資料提供

令和5年6月22日
課名:産業廃棄物対策課
担当:河村
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社セイテツに対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	株式会社セイテツ 代表取締役 ^{しのだ} 篠田 ^{てつや} 哲也 (広島市安佐南区川内二丁目1番16号)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03409158585号 許可年月日：令和3年2月16日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和5年6月22日
処分理由	同社は、令和5年1月13日付けで、広島地方裁判所から破産手続開始の決定を受けた。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当するものとして法第14条第5項第2号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ロに規定する者に該当するため。